

2018年 J-DESC 組織再編案に対する Q&A コーナー

Q1: 概念図内の会員の位置付けがわかりにくい。

A1: 会員の定義はこれまでと変わっていません。新組織図の「J-DESC 会員構成員」は、「J-DESC 会員機関所属者、賛助会員機関所属者、個人会員」に書き換えることでわかりやすくなるかと思えます。

Q2: 役員はどのように決めるのでしょうか。

A2: 総会にて J-DESC 組織再編案が認められれば、5月下旬から新役員の公募期間を設け、郵送による投票により新役員を決定します。選挙規定を別途設ける予定です。なお、再編後の2期目以降は、郵送ではなく総会の場で投票を行うことも検討しています。

Q3: 理事と対応組織の関係が不明。

A3: 理事会は J-DESC としての活動方針を考え、その活動方針を各部会執行委員会へ伝えます。各執行委員会はその方針にしたがって、実際の活動を行なっていきます。一方、各執行委員会は、部会からの要望やアイデアを集約し、自ら理事会に対して活動の提案をすることもできます。

Q4: 現行の執行部会からの違いは。

A4: 現行の規約上は、各部会の活動については幹事会が活動方針決定を担い、執行部会が執行を担うはずでしたが、近年は、執行部会が活動方針決定とその執行を兼ねており、幹事会はごく一部の事項をメールにて承認するのみとなっていました。また、J-DESC の活動には各部会にまたがる活動も多く、そのような事項についてはそれぞれの部会の執行部会で審議にかける必要があり、方針決定までに長い時間を要していました。

新たな体制では、従来の執行部会（一部幹事会）が担っていた活動方針決定の機能を、各部会ではなく統一的な理事会で担い、執行委員会では部会のとりまとめと執行機能を担うよう、役割分担されます。新しい理事会は5つの分野に分掌され、より詳細かつ専門的な活動方針を勘案することができるようになり、各部会はより幅広く活動できるようになります。

Q5: 役員の任期については？

A5: 規約第 15 条に記載がありますが、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例総会の終結の時までとし、再任を妨げない、となっています。

Q6: 第 10 条の退会に、死亡または団体が解散するというケースがあるが、この意図は何か。

A6: すなわち、広義として、会員であった存在がなくなったとき、としています。

Q7: 第 12 条について、とある学会の理事会では、E-mail 方式の決裁の場合、100%の賛成がないと承認案件が通らない、という指摘を受けたことがあります。本件の文面で問題がないか確認願います。

A7: ご教示いただいた学会は公益社団法人ですが、J-DESC は法人ではないため、いわゆる法人法の適用を受けず、意思決定方法に関する法的な縛りはありません。

また、このコメントをいただき、当該学会の定款を確認いたしましたところ、電磁的方法による議決には「決議に加わることのできる理事の全員」すなわち 100%の同意が必要と読めることが確認されました。一方、J-DESC 規約（改正案）では、「正会員の過半数」が意思表示を行い、かつ「意思表示を行った正会員の過半数」が同意した場合と記載しております。すなわち 25%を超える同意で決することになります。

J-DESC 事務局